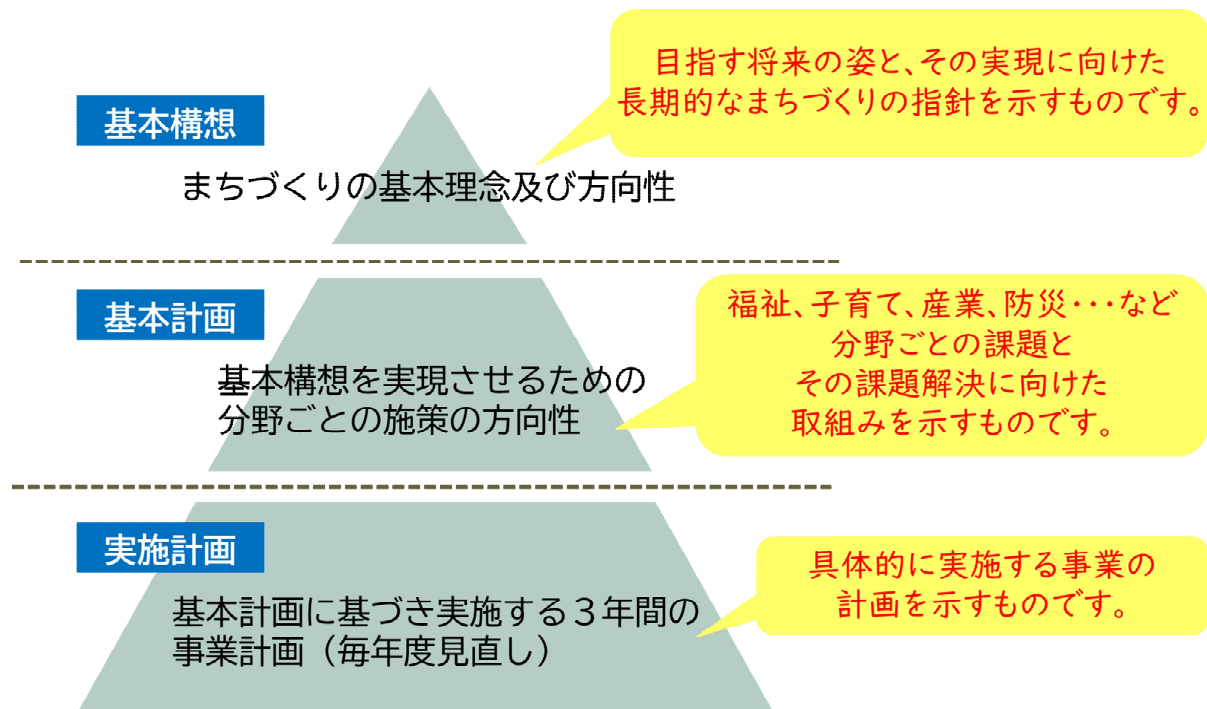


広川町第5次総合計画の策定方針について

1. 総合計画とは

総合計画は、広川町をどのような「まち」にしていくのか、そのために町や暮らすみなさんが、どんなことに取り組んでいくのかをまとめたもので、私たちのまちづくりの「将来設計図」となるとても大切な計画です。

総合計画は、町政の最上位計画で、下記の図のように3層で構成されており、町が実施する事務・事業は、すべて総合計画に基づいて実施されます。



2. 広川町第5次総合計画の計画期間について

これまでの総合計画については、10年間の計画として策定してきました。

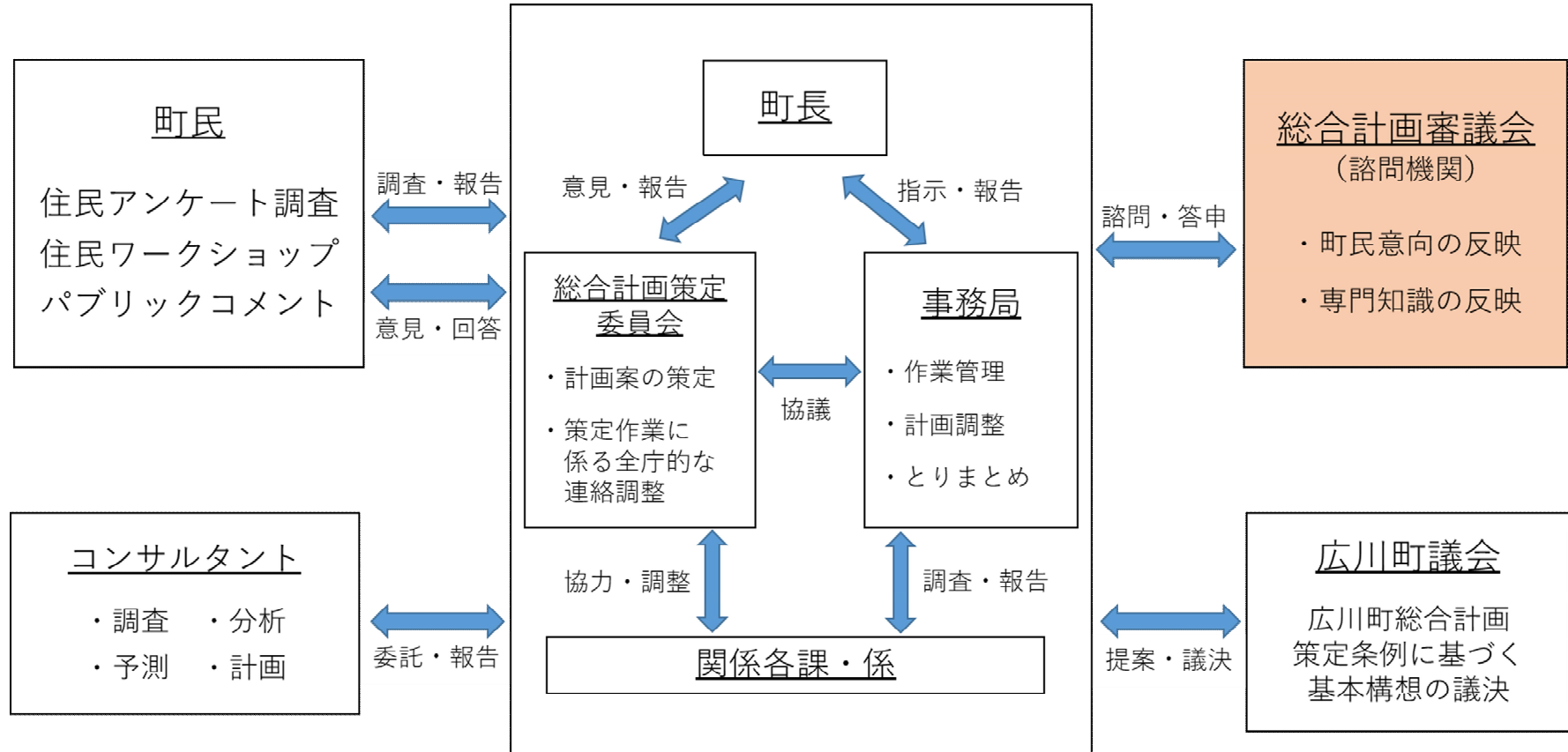
前述のとおり、総合計画は町の基本指針となるものであり、町長の施政方針とも十分に関連付けがされることが必要となりますが、総合計画の10年の計画期間では、町長任期の4年の期間にズレが生じることとなります。

今後の総合計画については、町長の施政方針を計画に反映できるように、町長任期に併せて、施策方針である基本計画を4年単位で作成することとしました。

今回策定する計画は、第5次広川町総合計画で令和6～13年度の8年間の計画です。本審議会では、基本構想（令和6～13年度）と前期基本計画（令和6～9年度）について、ご審議いただきます。

3. 計画策定体制について

【策定体制】



4. 広川町総合計画審議会日程（案）

【会議の進め方】

- ① 町が作成する計画素案について審議を行い、意見を頂きます。
- ② 各委員から出された意見は、会長が審議会での意見とするかどうか会議に諮りながら審議を進めます。
- ③ 仮に委員間で意見が分かれる場合は、会長の仕切りによって審議会としての意見を調整します。
- ④ 審議会で出された意見を取りまとめ、町長へ答申を頂きます。

【審議会日程（予定）】

会議回	開催時期	審議内容等
第1回	令和5年3月24日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱書交付、会長副会長選任 ・諮問 ・総合計画策定方針説明 ・町の現状と課題報告
第2回	令和5年5月26日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎調査結果報告 ・基本構想骨子案説明
第3回	令和5年7月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想案の策定
第4回	令和5年9月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画案の検討
第5回	令和5年11月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画案の検討 ・パブリックコメントの実施
第6回	令和6年2月	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント反映最終案に対する審議 ・答申案審議 ・広川町総合計画基本構想の審議会答申

※第5回の審議会後に約1ヶ月間、パブリックコメント（町民意見の聴取）を実施。

※町議会への報告、説明、提案を行います。

R5.6 広川町議会全員協議会 進捗状況の説明（基礎調査、基本構想骨子案）

R5.9 広川町議会全員協議会 基本構想案の説明

R5.11 広川町議会全員協議会 基本計画案の説明

R6.1 広川町議会全員協議会 経過報告、基本構想・基本計画案の説明

R6.3 広川町議会本会議 第5次総合計画（基本構想）の議案提出